

富士市都市公園等公園愛護活動報償金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市公園等の愛護活動を行なう団体(以下「公園愛護会」という。)に対する報償金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(対象公園等)

第2条 愛護活動の対象とする都市公園等は、次に掲げるものとする。

- (1) 都市公園法(昭和31年法律第79号)に規定する都市公園
- (2) 都市計画法(昭和43年法律第100号)、その他の法令の規定により、富士市に帰属された広場または緑地等
- (3) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定に準じて、富士市が設置した児童遊園

(公園愛護会の活動)

第3条 公園愛護会の活動は、次の各号に掲げる活動をいう。

- (1) 公園内の清掃及び除草並びに低木剪定等
- (2) 公園施設の巡回点検及び簡易な塗装
- (3) 公園内の花壇づくり等の軽微な緑化
- (4) 公園愛護の意識啓発
- (5) その他公園管理上必要な連絡等

(公園愛護会の構成)

第4条 公園愛護会は、原則として自治会の長を代表者として、当該自治会内に結成されている諸団体をもって構成する。

(公園愛護会の結成届)

第5条 公園愛護会を結成したものは、公園愛護会結成届(第1号様式)を、公園愛護会の役員に変更があった場合には、公園愛護会変更届(第2号様式)を速やかに作成し、市長に提出しなければならない。

また、年度当初には、役員の確認の為に、公園愛護会変更届(第2号様式)を、必ず提出しなければならない。

(公園愛護会の活動計画)

第6条 公園愛護会の会長は、年度当初に、公園愛護会活動計画書(第3号様式)を作成し、市長に提出しなければならない。

(報償金の額)

第7条 報償金の額は、別に定める報償金算出基準により、算出するものとする。

(報告)

第8条 公園愛護会の会長は、公園愛護会活動報告書(第4号様式)を翌月10日までに、市長に提出しなければならない。

(交付の申請)

第9条 公園愛護会の会長は、報償金交付申請書(第5号様式)を、1月末までに、市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第10条 市長は、前条により申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付の決定をし、報償金決定通知書(第6号様式)により申請者に通知するものとする。

(交付の取り消しおよび変更)

第11条 市長は、次の各号に該当する場合は、報償金の交付の取り消しまたは、内容を変更することができる。

- (1) 偽り、不正、その他この要綱に違反したとき。
- (2) 当該公園を廃止したとき。
- (3) その他交付の必要が認められないとき。

(指導および助言)

第12条 市長は、第3条の公園愛護会活動に、必要な指導および助言をすることができる。

(緊急事項の報告)

第13条 公園愛護会の会長は、公園施設の巡回点検結果、およびその他、公園管理上必要な事項で、緊急を要する場合は、速やかに市長に報告する。

(報奨金の会員確認及び報告)

第14条 公園愛護会報奨金の支出確認のため、会長ほか2名の確認署名・捺印のうえ、年度末に報告するものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

この要綱は平成 4 年 2 月 1 日から施行する。

この要綱は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

参考

1. 公園愛護会対象公園

- ① 富士市の都市公園
- ② 開発行為により出来た移管公園（広場、緑地）
- ③ 児童福祉法の規定に準じて、富士市が設置した児童遊園

2. 公園愛護会の活動

- ① 草刈り機、刈込機の貸出しを行っていますのでご利用下さい（予約制）。
草刈、芝刈、低木の刈込を愛護会で行って下さい。また、危険を伴わない高木の剪定は出来る範囲でご協力下さい。

3. 公園愛護会活動報告書

- ① 毎月の公園愛護会の活動を所定のはがきに記載し、提出して下さい。また、活動が無く、巡視だけでも（異常なし等）必ず記入し、毎月提出。

4. 緊急事項の報告

- ① 遊具の破損、樹木に病虫害の発生時には電話で連絡下さい。

5. 報奨金の会員確認及び報告

- ① 愛護会報奨金は、基本的に使いみちは、問わないですが、公園愛護会会員全てが報奨金の使いみちを把握している事の確認として、会長ほか2名の署名・捺印のうえ、年度末に報告する。（報奨金は、前年度分）

公園愛護会報償金算出基準

公園愛護会報償金の算出基準は、次に定めるところによる。

区分		金額
基本額		18,000円
面積割	1平方メートルあたり (ただし、1,000円未満切り捨て)	10円
	遊具等の施設が無い専用スポーツ広場等 1平方メートルあたり(ただし、1,000円未満切り捨て)	5円
トイレ	トイ レ	30,000円
	簡易トイレ	15,000円

なお、特殊な施設等を有する公園は、この限りでない。